

議案第 18 号

## 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 12 月 15 日提出

長岡市・和島村合併協議会  
会長 森 民 夫



# 一部事務組合等

## 1 一部事務組合

区分	組 合 名	長岡市	和島村	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
し尿関係	三島郡清掃センター組合								与板町、出雲崎町、寺泊町	和島村は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
斎場関係	与板郷消防・斎場事務組合								与板町、出雲崎町	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。なお、旧和島村地域の住民が当該一部事務組合の斎場も利用できるよう事務委託する方向で関係団体と協議する。
消防関係	与板郷消防・斎場事務組合								与板町	和島村は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
水道関係	与板町外2ヶ町村水道企業団								与板町	和島村は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
企画	長岡地域広域行政組合								小千谷市、見附市、栃尾市、与板町、出雲崎町、川口町	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉・医療・保健	長岡地区旧伝染病院管理組合								見附市ほか10市町村	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉・医療・保健	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合								栃尾市、寺泊町、出雲崎町、与板町	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
組織・給与	新潟県市町村総合事務組合								その他県内全市町村	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。 ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</li> <li>・非常勤消防団員に係る損害補償</li> <li>・消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償</li> <li>・非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償</li> <li>・組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償</li> <li>・非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給</li> <li>・消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与</li> <li>・消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与</li> <li>・住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済</li> <li>・新潟県自治会館の設置及び管理運営</li> </ul>

[参考:新潟県総合事務組合共同処理事務別一覧]	長岡市	和島村	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調整方針案
職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤消防団員に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与								その他県内市町村	共同処理を継続する。
住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済								その他県内市町村	共同処理を継続する。
新潟県自治会館の設置及び管理運営								その他県内市町村	共同処理を継続する。
組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公平委員会の設置								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公平委員会の権限								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。

2 協議会（地方自治法第252条の2に基づくもの）

区分	組 合 名	長岡市	和島村	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
教 育 校 議 会	長岡地区視聴覚ライブラリー協 議会								栃尾市、与板町、出雲 崎町、寺泊町	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

3 機関の共同設置

区分	組 合 名	長岡市	和島村	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
健 福 ・ 社	三島郡介護認定審査会								与板町、出雲崎町、寺 泊町	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市介護認定審査会で 事務を行う。
医 療 保 険	三島郡予防接種健康被害調査 委員会								与板町、出雲崎町、寺 泊町	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害 調査委員会で事務を行う。

4 土地開発公社

区分	組 合 名	長岡市	和島村	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調 整 方 針 案
財 政	長岡地域土地開発公社								小千谷市、見附市、栃 尾市、与板町、川口 町、魚沼市	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

参考 長岡地域合併協議会における一部事務組合等の調整方針

1 一部事務組合

区分	組 合 名	調 整 方 針
いみじ尿関係	長岡地区衛生処理組合	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を長岡市に引き継ぐ。
	三島郡清掃センター組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
	小千谷地域広域事務組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
	新潟県柏崎地域広域事務組合	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
斎場関係	与板郷消防・斎場事務組合	中之島町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。なお、旧中之島町地域及び旧三島町地域の住民が当該一部事務組合の斎場も利用できるよう事務委託する方向で関係団体と協議する。
消防関係	与板郷消防・斎場事務組合	中之島町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。当該一部事務組合を構成する他の町村から事務委託の申し出があった場合は受託する方向で関係団体と協議する。
	小千谷地域広域事務組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
	新潟県柏崎地域広域事務組合	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
水道関係	与板町外2ヶ町村水道企業団	三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
	小国町越路町水道企業団	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び職員を長岡市に引き継ぐ。なお、職員の取扱いは、一般職の職員の取扱いに準ずる。
ガソ関係	三島町・与板町ガス企業団	三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
企画	長岡地域広域行政組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉保健医療	長岡地区旧伝染病院管理組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合	越路町、三島町及び山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
	新潟県中越福祉事務組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
	新潟県柏崎地域広域事務組合（福祉関係）	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。ただし、福祉関係施設が柏崎市に移管される場合は、事務委託等の方向で柏崎市と協議する。
	魚沼地区障害福祉組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
組織給与	新潟県市町村総合事務組合	<p>中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</li> <li>・ 非常勤消防団員に係る損害補償</li> <li>・ 消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償</li> <li>・ 非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償</li> <li>・ 組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償</li> <li>・ 非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給</li> <li>・ 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞しゅつ金の授与</li> <li>・ 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞しゅつ金の授与</li> <li>・ 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済</li> <li>・ 新潟県自治会館の設置及び管理運営</li> </ul>